



「医療機関債」の取扱開始について

百十四銀行(頭取 綾田 裕次郎)は、医療法人のお客さまを対象とした「医療機関債」の取り扱いを開始いたします。

「医療機関債」とは、厚生労働省より示されたガイドラインに基づき、その基準を満たした財務内容の良好な医療法人が発行できる証拠証券(借入金)のことです。

また、お客さまのご希望により、当行が受け取る発行手数料の一部を公立学校・公共団体等に寄付することができる「SDGs医療機関債」の発行も可能です。

当行は、「百十四SDGs宣言」を制定しており、今後も地域医療・地域経済の活性化に取り組み、金融を通じて持続可能な社会の実現と当行の企業価値向上につとめてまいります。

記

対 象	「医療機関債」発行ガイドラインおよび当行所定の基準を満たす医療法人のお客さま
資金使途	設備資金に限ります
発行金額	5,000万円以上
償還方法	期日一括償還
発行メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・経営健全性をアピールすることができます。 ・「SDGs医療機関債」を発行された場合、寄贈による地域社会への貢献が可能です。 ・元金は期日一括償還となるためキャッシュフローが安定します。
商品の性質	民法上の金銭消費貸借契約を証する目的で発行する証拠証券(借入金)であり、金融商品取引法上の「有価証券」ではありません。
寄 贈	<p>当行が発行医療法人さまから受け取る手数料の一部で、図書やスポーツ用品等を購入し、発行医療法人さまが希望・指定する公立学校や公共団体等へ寄贈を行います。</p> <p>※当行名義にて寄付を行いますので、発行医療法人さまの寄付金控除対象とはなりません。</p>

以上